

新型コロナウイルスにおける 佐賀県ヨットハーバーの利用について

佐賀県ヨットハーバーでは、8月27日～9月12日にまん延防止等重点措置が適用されることを踏まえ、①**県外全ての都道府県**からの利用申し込みに対して**利用の自粛**をお願いしております。また、②**自県民に対して不要不急の県境を越えた移動の自粛を呼び掛けている都道府県**からの利用申し込みに対しては**利用をお断り**しております。あらかじめご了承ください。

緊急事態宣言の実施区域	緊急事態宣言の実施期間
沖縄県	令和3年5月23日から令和3年9月12日まで
東京都	令和3年7月12日から令和3年9月12日まで
埼玉県	令和3年8月2日から令和3年9月12日まで
千葉県	
神奈川県	
大阪府	
茨城県	
栃木県	
群馬県	
静岡県	
京都府	
兵庫県	
福岡県	
北海道	令和3年8月27日から令和3年9月12日まで
宮城県	
岐阜県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
岡山県	
広島県	

まん延防止等重点措置の実施区域①	まん延防止等重点措置の実施期間①
石川県	令和3年8月2日から令和3年9月12日まで
福島県	令和3年8月8日から令和3年9月12日まで
熊本県	
富山県	令和3年8月20日から令和3年9月12日まで
山梨県	
香川県	
愛媛県	
鹿児島県	
高知県	
佐賀県	
長崎県	
宮崎県	

* 内閣官房 新型コロナウイルス感染対策より (<https://corona.go.jp/emergency/>)

不要不急の県境を越えた移動の自粛が呼びかけられている県（九州）
福岡県
熊本県
長崎県
宮崎県
大分県
鹿児島県
沖縄県

■ 上記の都道府県以外にも不要不急の県境を超えた移動の自粛が呼び掛けている都道府県からのご利用はお断り致します。予めご了承下さい。

■ 新型コロナウイルスにおける利用についての質問等は下記にお問い合わせください。

佐賀県ヨットハーバー	TEL：0955-73-7041
------------	------------------